

資金決済法の実務

～立入検査の勘所

平成27年11月24日

弁護士・公認会計士 西脇 正訓



特許法律事務所 樹樹
Patent and Law Firm Juju

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内YSビル5F-B
TEL 052-212-8100 / FAX 052-212-8111



自己紹介

略歴

平成11年10月	会計士補登録
平成12年 4月	朝日監査法人(現 あずさ監査法人)
平成15年 4月	公認会計士登録
平成16年 4月	名古屋大学法科大学院
平成20年12月	弁護士登録(愛知県弁護士会)
平成25年 7月	財務省 近畿財務局 理財部審査業務課
平成27年 7月	特許法律事務所 樹樹 入所

役職等

愛知県弁護士会 隣接士業に関する特別委員会 委員
全国倒産処理弁護士ネットワーク 会員
日本公認会計士協会 地方公共団体会計・監査部会 部会員
認定経営革新等支援機関

財務局(金融庁)検査を知る

検査とは . . .

- だれが？
- 何の目的で？
- 何を調べに？

財務局の組織

理 財 部

監督部門 (金融監督第三課)

- ✓ 日常的な監督業務
 - ・発行届出書、登録申請書の受理
 - ・変更届の受理
 - ・発行報告書(年2回)の受理
 - ・ヒアリングの実施
- ✓ 検査での指摘事項について改善策等の報告を受ける
- ✓ 利用者からの相談・苦情

検査部門 (検査総括課、審査業務課)

- ✓ 被検査先への立入検査
- ✓ 検査結果通知の作成

銀行・信金等の
検査も実施

検査の目的

資金決済に関する法律 第1条（目的）

- 利用者を保護
～資金決済に関するサービスの適切な実施を確保
- 資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上



この目的を達成するために

- ◆ 自家型発行者の発行届出書（法第5条）
- ◆ 第三者型発行者の登録申請書（法第8条）
- ◆ 基準日ごとに発行報告書の提出（法第23条）

前払式支払手段に関する法令等

- 根拠法令
 - ・ 資金決済に関する法律
 - ・ 前払式支払手段に関する内閣府令（内閣府令）
 - ・ 資金決済に関する法律施行令（政令）
- 監督指針、ガイドライン
 - ・ 金融庁の事務ガイドライン
第三分冊：金融会社関係 5. 前払式支払手段発行者関係
- 個人情報保護関係
 - ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
 - ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針
- 反社会的勢力対応関係
 - ・ 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針

検査で何を調べるのか？

- 発行者の業務実態が、正しく財務局に届出・登録されているか確かめたい。
- 届出すべき事項に漏れがないか確かめたい。
- 経営者の考え方、取組み姿勢を確かめたい。
- 規模・特性に応じたP D C Aサイクルの実施状況
 - P・・・P l a n（計画）
 - D・・・D o（実行）
 - C・・・C h e c k（評価）
 - A・・・A c t i o n（改善）

最近の指摘事例(1)

金融検査結果事例集(金融庁検査局 平成27年6月)より

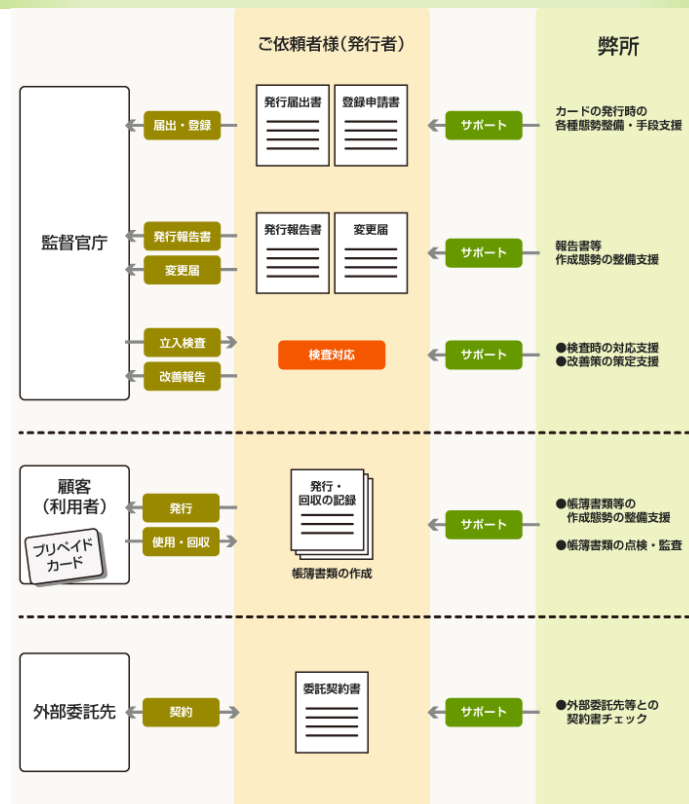
<http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150626-9.html>

項 目	要 点
前払式支払手段の 払戻し(つり銭)	発行者が「つり銭」の払戻しに応じているものの、法令に定める額を超えて行われることを防止するための措置を講じていない
無償発行券の取扱い	「無償発行券」を前払式支払手段の発行額等に計上しないこととすることができる要件を誤り、基準日未使用残高等が誤っている
苦情処理体制	取締役会が、相談・苦情処理業務を委託している先等に寄せられた多数の苦情に関し、相談・苦情処理状況の検証や再発防止策を策定させていない

最近の指摘事例(2)

項目	要点
反社会的勢力への対応	取締役会が、反社会的勢力への対応について、新規取引の未然防止にとどまっておらず、所管部門に対し、既存の加盟店及び業務委託先が反社会的勢力に該当するかどうかの検証を行わせていない
情報の安全管理(セキュリティ対策)	ウイルス対策が講じられていないOSを搭載したパソコンが、システムサーバーに接続されているなど、情報の適正な取扱いを確保するための十分な措置が講じられていない
情報の安全管理(バックアップ体制)	システムリスク管理部門が、事業の採算性を考慮し、システム運営の委託先に対し、バックアップシステムの構築等を要請しておらず、災害等の場合にデータの全部又は一部が消失するリスクが認められる

プリペイドカード発行支援法務



ご清聴ありがとうございました



特許法律事務所 樹樹
Patent and Law Firm JuJu



〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内YSビル5F-B
TEL 052-212-8100 / FAX 052-212-8111